公募公示

国土交通大学校において、給食業務受託業者を下記要領により公募いたします。

令和4年8月23日

国土交通省所管国有財産部局長 国土交通省国土交通大学校長

記

1 業務概要

- (1)業務名 国土交通大学校における給食業務
- (2)業務内容 国土交通大学校内で給食業務を行う。
- (3)業務期間 令和4年11月1日から令和9年3月31日
- 2 設置場所 東京都小平市喜平町2-2-1 国土交通大学校内
- 3 国有財産の使用許可等
- (1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産法第18条の規定に基づく使用許可(以下、「国有財産使用許可」という。) を受けるとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を納付しなければならない。
 - また、国有財産使用料のほか、別に定めるところにより、使用を許可された者は、分担金(共用部分の電気使用料等公益の費用として応分の負担が必要なもの)及び貸付物件に係る光熱費等実費負担となるものについて、負担しなければならない。
- (2) 必要に応じて、原則として一度に限り使用許可期間を更新し業務を行うことができる。なお、 5年以内とする。

4 公募参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3)経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (4) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5) から(8) までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

5 手続等

(1) 担当部局

〒187-8520 東京都小平市喜平町2-2-1

国土交通省国土交通大学校 総務課

電話:042-321-1541 (内線 2235)

(2) 公募要領の交付期間、場所及び方法

令和4年8月24日(水)から令和4年9月12日(月)までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時00分から16時00分までの間に、上記(1)において書面により交付。

- (3) 公募等に関する質問の受付及び回答
 - ①受付期限 令和4年9月2日(金) 16時00分まで
 - ②提出先 col-kyoumudaini@gxb.mlit.go.jp
 - ③提出方法 様式は任意とし、メールで提出すること。
 - ④回 答 9月9日(金)中に質問者及び説明書配布者全員にメールで回答する。
- (4) 応募申込書の提出期限、場所及び方法

令和4年9月13日(火) 16時00分までに上記(1)に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限の17時15分までに受領したものまでとする。

6業者の決定

公募要領に示す申請関係書類をもって内容を審査し、令和4年10月初旬に結果について通知する。

7その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5 (1) に同じとする。
- (3) 応募申込書及び国有財産使用許可の申請書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された応募申込書等は、提出者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効とするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) その他詳細は公募要領による。